

「伊丹市営住宅等整備計画」(案)の
パブリックコメントの実施結果について

伊丹市 都市活力部 都市整備室 住宅政策課

<問い合わせ先>

市役所 5階 住宅政策課

TEL : 072-784-8069

「伊丹市営住宅等整備計画」(案)のパブリックコメントの実施結果について

このたび、お寄せいただきましたご意見と、それに対する伊丹市の考え方を下記のとおりとりまとめましたので公表します。

- 1 案件名 伊丹市営住宅等整備計画(案)
- 2 募集期間 令和2年1月6日(月)～令和2年2月4日(火)
(2020年) (2020年)
- 3 資料閲覧場所 市役所5階住宅政策課、1階まちづくり推進課、各支所・分室、くらしのプラザ、図書館「ことば蔵」、「ふらっと」人権啓発センター、東館1階行政資料コーナー、市ホームページ
- 4 意見提出方法 所定の意見記入用紙(別紙)等に住所(市外在住の人は住所のほか勤務又は通学先の住所・名称)、氏名(団体の場合は氏名のほか団体名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地)、意見を記入のうえ、住宅政策課へ直接または郵送、ファックス、電子メールで提出
- 5 提出件数 5件(5人)

郵送	ファックス	電子申請	持参	計
0件(0人)	4件(4人)	1件(1人)	0件(0人)	5件(5人)

6 提出されたご意見及び市の考え方

No.	意見内容	市の考え方
1	低所得者の住宅が減少するのは困ります。増やす方向で考えて下さい。	市営住宅の目標管理戸数については、国の指針で示された「ストック推計プログラム」を用いて、将来における世帯数等を推計し設定しております。
2	市営住宅の取り壊しの計画がなされている様に思いました。これから高齢者が増えます。高齢者のみなさんが安心して伊丹の街に住み続けられる様に、市営住宅の存続と、エレベーターの設置を求めます。	平成30年3月に策定しました「伊丹市住生活基本計画」において、市営住宅を住宅のセーフティネットの中核として位置付けその供給においては、原則として建替えを行わず民間賃貸住宅を活用しながら、高齢者等の需要に適切に対応できる管理戸数としています。

		<p>また、エレベーターの設置を検討する住宅については、その整備にかかる費用のほか、定期点検費やエレベーター運営のための費用が別途必要となるため、築年数などをふまえ総合的に判断しております。</p>
3	<p>天神川団地にはエレベーターが無く、上階の人は住みにくい。また、住宅内の設備が古くバリアフリーにもしにくい。高齢者が多く意見がまとまらないという声が聞こえてくるが敷地は広いので高層にしたら、市の持ち出しは高額にならないのではないかと。地域の中の文化住宅、長屋は、ここ数年、入居者が少なく取壊し建替えて家賃が高くなっている。高齢者の人、障がい者の方のフォローはどうなっているのか。安心して住めるところを確保してほしい。</p>	<p>市営住宅の建替えについては、平成30年3月に策定しました「伊丹市住生活基本計画」において、原則として市営住宅の建替えは行わず、民間賃貸住宅を活用することとしております。</p> <p>また、高齢者や障がい者等の民間賃貸住宅市場では住宅の確保が困難な世帯を対象に、安定した住生活を確保するため、市営住宅の空家入居者募集時には引き続き優先枠を設け、居住の安定確保に努めます。</p>
4	<p>伊丹市は、耐震基準を満たさない老朽住宅については「用途廃止」ではなく建て替えを行い、市営住宅への入居希望者の要望に応えるべきです。市役所は耐震基準を満たさないからと言って、建て替えるのに市営住宅は建て替えしないのは、理屈に合いません。著しい困窮年収未満世帯が6447世帯もあるのに、市営住宅全体の数を減らすことは、伊丹市が市民の生活を守ろうとしていないように感じられます。整備計画で示された市営住宅目標管理戸数の設定で示された1700戸についても現在の市営住宅から「用途廃止」方針の198戸を差し引いただけの数合わせに見えて仕方ありません。市長が、市営住宅建設を行わない冷たい方針であっても、民間借り上げ住宅を「用途廃止」住宅の数だけ戸数を確保してから現在居住の住民の意向を尊重しながら決定すべきです。周辺他市においても老朽化した市営住宅は、建て替えを行い、収入の困窮な市民の要求にこたえています。</p> <p>また、既存の市営住宅についても高齢化が</p>	<p>市営住宅の建替えについては、平成30年3月に策定しました「伊丹市住生活基本計画」において、原則として市営住宅の建替えは行わず、民間賃貸住宅を活用することとしております。</p> <p>市営住宅の目標管理戸数については、国の指針で示された「ストック推計プログラム」を用いて、将来における世帯数等を推計し設定しております。</p> <p>用途廃止となる住宅については、入居者の皆様からご意見をお伺いしながら、住み替えを進めてまいります。</p> <p>エレベーターの設置を検討する住宅については、その整備にかかる費用のほか、定期点検費やエレベーター運営のための費用が別途必要となるため、築年数などをふまえ総合的に判断しております。</p>

	<p>進んでいることから、エレベーターの設置を積極的に行い、すべての市営住宅にエレベーターの設置工事を行うべきです。エレベーター設置により、高齢者にも住みやすい住宅を提供でき、空き部屋の活用も効率よくできるものと思います。</p> <p>全体として現在よりも市営住宅の数を減らすことは認められません。</p>	
5	<p>天神川第1団地の知人宅に伺った時に下記のことを感じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部屋の窓枠が痛んでいて、すきま風が入ってきた。 ・風呂場の排水溝が浴室に1カ所で洗面台、浴槽も風呂場の床全面に流されていた。 ・台所の換気が悪く、壁に亀裂が入っていた ・部屋全体が暗い。 <p>憲法25条に文化的な生活を…明記されているとてもその様な住居ではない、改善されるべきだと考えます。</p>	<p>市営住宅は、築年後の年数などによって設備等が損耗しているため、住戸内の維持補修・改善について指定管理者と協議しながら、計画的に実施し適切に管理運営しております。また、緊急時については、指定管理者により時間外緊急受付センターを設置し、夜間においても、速やかに対応しています。</p>